⑶　契約書作成の要否　要
⑷　関連情報を入手するための照会窓口は、上記５⑴に同じ。
⑸　２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は平成23年12月22日（木）を予定する。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　詳細は説明書による。

7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Design of the Shin Tomei Expressway Kuzuhagawa Bridge
⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M., 12 December, 2011
⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P. M., 6 February, 2012
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kazutoshi Taki, Director General of Tokyo regional Bureau, Central Nippon Expressway Company Limited
⑸　Language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑹　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4－3－1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成24・25年度において、独立行政法人日本原子力研究開発機構の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年12月１日
独立行政法人日本原子力研究開発機構
契約部長　圖師　修一

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

１　業種区分
⑴　建設工事
⑵　設計・コンサルティング業務

２　申請の時期
平成23年12月１日から平成24年１月31日とする。(ただし土、日曜日、祝祭日は除く。)なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。

３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
当機構所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事)(設計・コンサルティング業務)」(以下「申請書」という。)は、以下の当機構ホームページからダウンロードすることにより入手できる。また、別記１に掲げる配布場所においても配布する。
http://www.jaea.go.jp/02/2_6.shtml
⑵　申請書の提出方法
競争参加資格は、当機構のすべての拠点に有効なものとなるので、申請書に次の書類を添え、別記１に掲げる提出場所のいずれか１拠点に郵送又は持参すること。(郵送の場合は書留郵便又は配達記録郵便とし、平成24年１月31日当日消印有効)。
①　建設工事
イ　経営事項審査結果通知書の写し
ロ　営業所一覧表
ハ　建設共同企業体協定書の写し（該当する場合のみ）
ニ　共同企業体調書（該当する場合のみ）
ホ　納税証明書又はその写し
②　設計・コンサルティング業務
イ　測量等実績調書
ロ　技術者経歴書
ハ　営業所一覧表
ニ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
ホ　業務に関し法律上必要とする資格の証明書の写し
ヘ　財務諸表類
ト　納税証明書又はその写し
チ　委任状（行政書士等が申請する場合）
⑶　申請書等の作成に用いる言語
①　申請書類及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

４　競争に参加することができない者
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
⑵　競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められ、３年以内の定めた期間を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また、同様とする。
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
⑥　前各号の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
⑶　建設工事を希望する者で建設業法第３条の許可及び同法第27条の23に規定による経営事項審査を受けていない者
⑷　設計等を希望する者で営業に関し法律上必要な登録を有していない者
⑸　申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

５　競争参加者の資格及び審査
競争に参加できる者の資格審査は、当機構が定める「競争参加者資格審査要領」によって行う。

６　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間
平成24年４月１日から平成26年３月31日までとする。なお、上記２のとおり他の時期に申請した場合は、資格を付与されたときから平成26年３月31日までとする。

８　その他
⑴　「建設工事､設計・コンサルティング業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者で、文部科学省の資格を得ている者は、この公示するところによる申請の必要はない。当機構所定の｢委任状・使用印鑑届」及び｢口座振込依頼書」を提出することによって、競争入札等に参加できるものとする。
⑵　当機構で認定された一般競争（指名競争）参加資格では文部科学省の資格及び国（中央省庁）の統一資格の有資格者にはなれない。

９　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
http://www.jaea.go.jp/01/koukai/mado.html
に示す情報公開窓口。

別記１　申請書の配布場所及び提出場所
〔掲載順序　拠点名　郵便番号　所在地等〕
⑴　本部
〒319―1184 茨城県那珂郡東海村村松４―49　独立行政法人日本原子力研究開発機構　契約部契約調整課　電話029―282―4079
⑵　東海研究開発センター
〒319―1195 茨城県那珂郡東海村白方白根２－４　独立行政法人日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター　管理部調達課　電話029―282―5566
〒319―1194 茨城県那珂郡東海村村松４―33　独立行政法人日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター　管理部調達課　電話029―282―1111